

# 成田市教育委員会会議事録

令和8年8月成田市教育委員会会議定例会

期 日 令和8年8月25日

開会：午後3時00分

閉会：午後4時01分

会 場 成田市役所3階 第二応接室

## 教育長及び出席委員

|       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 日 暮 美智子 |
| 委 員   | 高 山 勇   |
| 委 員   | 佐 藤 勲   |
| 委 員   | 磯 部 祐 子 |

## 出席職員

|            |         |
|------------|---------|
| 教育部長       | 松 島 真 弓 |
| 教育部参事      | 森 田 直 美 |
| 教育総務課長     | 高 仲 浩 一 |
| 教育総務課係長    | 天 野 寿 哉 |
| 学校施設課長     | 津 島 敬 吾 |
| 学務課長       | 大 嶋 浩   |
| 学務課係長      | 菅 澤 武 史 |
| 教育指導課長     | 西 崎 祐 一 |
| 教育指導課副参事   | 長 見 秀 樹 |
| 教育指導課指導主事  | 佐 藤 雄 大 |
| 教育指導課指導主事  | 稲 葉 尚 子 |
| 生涯学習課長     | 神 崎 裕 一 |
| 学校給食センター所長 | 福 島 由 規 |
| 学校給食センター係長 | 郡 司 芳 己 |
| 公民館長       | 細 田 巨 輝 |
| 図書館長       | 飯 田 幸 治 |

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 佐藤委員、磯部委員

3. 前回議事録の承認

4. 教育長報告

**主催事業等**

○8月4日 令和8年度第1回成田市文化財保存活用地域計画策定協議会について

昨年度、総合教育会議でも取り上げさせていただいた「成田市文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法改正により制度化されたもので、成田市においては本年度から2ヵ年をかけて計画を策定することとしています。

その策定に当たり設置された本協議会は、文化財所有者を含む学識経験者4名、千葉県文化財課課長及び本市企画政策課課長など関係課長相当職5名の10名で構成され、会議に先立ち、委員に委嘱状をお渡ししました。

学識経験者である成田市文化財審議委員会委員長の木村修氏が委員長に、成田市文化財保護協会役員の小川和博氏が副委員長に選出され、木村委員長が議長として、議事を進行していただきました。

事務局より本計画の趣旨とスケジュールを説明し、共有を行った後、成田市の文化財に関する取り組みの課題整理に向けた意見交換を行いました。出席者を2グループに分け、8名程度でのワークショップ形式の形で行ったことにより、活発な意見交換となりました。

○8月5日 令和8年度第1回成田市青少年問題協議会について

本協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策について審議等をい

ただく組織です。19名の委員で構成され、選出区分は関係行政機関の職員、学校教育関係者、青少年教育関係者、識見を有する者となっており、民生児童委員、成田市区長会の代表、保護司会の代表など、地域で青少年を見守ってくださっている方も含まれております。任期は、令和8年7月16日からの2年間で、冒頭、小泉市長より委嘱状が渡されました。

議事の「生成AIとの向き合い方～被害者・加害者にならないために～」では、生涯学習課長から生成AI活用の現状や動向についての概略を説明したのち、協議していただきたい内容として、「生成AIをめぐって青少年が被害者にも加害者にもならないようにするための措置について」を提示しました。

それぞれの立場や経験から、忌憚ない意見が出され、有意義な意見交換の場となりました。

#### ○8月17日 令和8年度第1回成田市学校栄養士研修会について

成田市学校給食センター本所、3分所、5共同調理場の計9施設において、安心安全な給食提供を日々実践している10名の栄養士が参集しての研修会が開催されました。

各学校における食育活動の取り組み、各施設の設備や人的面での状況について、一人一人発表していただきました。本年度、香取市学校給食センターから本市に転入の栄養教諭から、「成田市は児童生徒数が多いので、既成のものを多く提供していると想像していたが、手作りのものを多く提供していることに驚いた」というお話をいただき、日頃の栄養士の先生方のご努力を改めて感じました。

#### ○8月21日 学校給食センター開所式及び給食活動体験会について

開所式には、高山委員、佐藤委員、磯部委員にもご出席いただき、ありがとうございました。

令和2年度「学校給食センター本所・玉造分所再整備基本計画」による本所の移転再整備が整い、8月1日より供用開始し、21日に開所式を執り行うことができました。

開所式では、普段あまり体験することのないテープカットや寄贈作品の披露を行うにあたり、給食センターの職員の皆さんがリハーサルを重ね、臨んでくれました。

当日は、9月1日の本格的に6中学校に給食を提供するにあたり、実際の食数の給食を作り、6中学校に配送するという試行もしました。後ほど、ご意見やご感想がありましたら、よろし

くお願いいたします。

#### ○8月24日 令和8年度成田市中学校全国・関東大会出場選手報告会について

今年度の全国大会、関東大会に出場した中学生の報告会を市長、議長、副市長にもご出席いただき、市役所大会議室で行いました。

参加校は4校で、対象者は、陸上競技、柔道、弓道、放送の各種目で好成績を収めた中学2年生から3年生16名でした。全国大会から移動中であることなどから参加できない生徒もありましたが、来庁した13名から一言ずつ感想や今後について発表してもらいました。

県大会に出場することすら難しい状況の中で、さらにその上の大会で活躍できるということは本当に素晴らしいことであり、今後も目標をもってさらに力をつけていこうとする想いを聞くこともできました。

### その他

#### ○7月31日 令和8年度千葉県教育三団体正副会長会議について

千葉県には、教育長・教育委員に係る連絡協議会は3団体あり、その会長、副会長が一同に会して、「令和9年度千葉県教育予算及び人事に関する要望」について話し合いました。

#### ○8月1日 第32回世界少年野球大会成田大会 開会式について

本大会は、11年前にも本市で開催された行事で、その当時は教育委員会生涯スポーツ課が中心となって行われたものと伺いました。

今回は、日本を含め世界12カ国の国や地域から96名の子ども達が参加し野球教室、中華台北15名の選手と、日本の6の少年野球チームが親善試合を行う国際交流試合が行われるもので、その開会式に出席しました。

開催にあたっては、世界少年野球推進財団理事長である王貞治氏や小泉市長を中心とした組織委員会、本市シティプロモーション部長を会長とする実行委員会、本市スポーツ振興課職員や推進財団職員による事務局スタッフ、あわせて世界少年野球大会のOB・OGの皆さんが周到に準備していただきました。王理事長の「子どもたちに野球に親しんでほしい、そして、国

を超えての友情の輪を広げてほしい」のお言葉が実現できる大会になってほしいと願いました。

#### ○8月3日 「民間ユネスコ運動の日」記念事業について

日本ユネスコ協会が7月19日を民間ユネスコ運動の日と定め、全国各地で平和を願う事業を展開するとして、成田ユネスコ協会では「成田の太陽と月 写真展」を開催しました。

その写真展の表彰式にお招きいただき、参事・生涯学習課長とともに出席いたしました。会場が昨年度のユアエルムから市役所1階ロビーとなり、用事があり来庁された市民の方や教育委員会職員など多くの方に見守られての表彰式となりました。

#### ○8月3日 令和8年度成田市中学生議会について

市立中学校、義務教育学校後期課程、成田附属中学校の各校2名の代表生徒が、学校を含む自分達の日常生活に係る問題や地域に係る課題を質問し、市当局が答弁しました。

また、投票によって選出された2名の生徒が、前半・後半に分け、議長として立派に任務を果たしました。中学生が堂々と質問をし、答弁や他校の生徒の発言を真剣に聞く様子に心を打たれました。

#### ○8月6日 第32回世界少年野球大会成田大会 閉会式について

8月1日の開会式からの6日間、12ヵ国からの子どもたちは、佐倉市の草ぶえの丘で一緒に生活し、午前は野球教室、午後は写経体験やプロ野球観戦などの交流行事に参加しました。

閉会式では、すっかり打ち解け、笑顔いっぱいの子どもたちをみることができました。全員に修了証書が授与され、個人や団体に外務大臣表彰や努力賞などを授与され、一人一人が野球の力量とともに、達成感が得られた大会となったことを感じました。

あわせて、本大会の開・閉会式やウェルカムパーティーでは、成田市立中学校・義務教育学校後期課程の生徒が進行役となり、さらには進行の言葉を別の生徒が英語で話すなど、活躍の場面をつくっていただきました。大舞台での活躍は貴重な経験になったと思います。

#### ○8月18日 令和8年度第1回総合計画策定委員会について

ローリング結果を踏まえた「NARITAみらいプラン」第12次実施計画（案）を協議する本委員会に出席しました。

#### ○8月23日 平和の集いとコンサートについて

第一部が「成田市中学生折り鶴平和使節団派遣報告」、第二部「戦争体験講話」、第三部「平和コンサート」と三部構成での集いでした。

平和使節団の生徒11名は、「平和記念日」である8月9日を中日とした3日間、長崎に滞在し、平和祈念式典にも参加、また、全国から来た中学生や高校生とのグループワークでは「ちがいがい」について、話し合いを深めたとのことでした。

生徒たちは、原爆資料館や浦上天主堂など原爆の遺構を自分の目で見て、感じ、学んできました。多くの生徒から、「戦争の悲惨さや平和を維持することについて、自分たちが継承していかなければならない」という発言があり、大きく成長した姿を目の当たりにすることができました。

戦争体験講話では、父親が農業指導や工場開発のため一家7人でパラオに移住し、豊かな生活から一転し、壮絶な空襲・焼夷弾の中を家族で逃げ回った戦争体験者のお話を伺うことができました。

平和コンサートでは、朗読とともにピアノが奏でられ、会場は一人一人がそれぞれの思いを巡らせる静寂な場となりました。最後に「上を向いて歩こう」を皆で歌いましたが、なぜか熱いものがこみあげてきました。

#### 《教育長報告に対する意見・質疑》

佐藤委員：学校給食センターの開所式及び給食体験会に出席いたしました。来賓として招かれた小池衆議院議員が、成田市議会議員のときに成田市の給食に携わってこられた想いを挨拶で述べられており、とても心に残るものでありました。

綿貫様から学校給食センターへ絵の寄贈がありましたが、近隣住民の方も給食センターに期待をしていることの表れではないかと感じたところであります。これも福島学校給食センター所長をはじめ職員の方々が近隣住民の方と良好な関係を築いてくださ

ってきた賜物であると思います。

また、ケーブルテレビで「高校生先生プロジェクト」の様子が放送されていました。この取り組みには期待をしていたのですが、実際の映像を見ますと、とても素晴らしい取り組みになったのではないかと感じました。

高山委員：私も学校給食センターの開所式及び給食体験会に出席いたしました。学校給食センターは公津地区の下方に移転したわけですが、成田市で給食が最初に始まった学校は公津地区の公津小学校との話があり、不思議な縁を感じました。これからも子どもたちのために頑張ってもらいたいと思います。

磯部委員：私も学校給食センターの開所式及び給食体験会に出席いたしました。給食体験会では、子どもが好きだと言っていた「ほうれん草の海苔和え」を実際に食べることができ、嬉しく思ったところです。引き続き子どもたちのサポートをお願いいたします。

次に、1件報告をさせていただきます。公益財団法人「運動器の健康・日本協会」が認定しています「認定スクールトレーナー」という資格を取得しました。「認定スクールトレーナー」は、「コミュニティスクール」や「チーム学校」の一員として学校の求めに応じて、例えば定期健康診断の必須項目として実施されている運動器健診の支援や、その後のフォローやサポートを行うことができる資格となっています。学校・PTAなどから要望があれば、運動の指導なども出来ますので、サポートが欲しいなどの声がありましたら是非声をかけていただきたいと思います。

## 5. 議 事

### (1) 議 案

議案第1号及び第2号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

《これより非公開》

## 議案第1号「成田市学校給食センター建設工事（外構工事）その2請負契約の変更について」

福島学校給食センター所長：本案は、令和7年12月成田市議会定例会におきましてご可決をいただき現在工事を進めております、成田市学校給食センター建設工事（外構工事）その2において、建設工事請負契約書の規定による工事材料の価格の著しい変動が生じたこと、騒音及び振動がより小さい工法に変更したこと等に伴う増額のため、議案に示す内容により、変更契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、中東情勢の変化によりアスファルト資材単価の高騰が生じたことから、請負業者から、建設工事請負契約約款第26条5項に基づく単品スライドの請求があり、適切なアスファルト単価を設定し直したこと、また、敷地内に設置する雨水貯留槽の施工にあたり、近隣住民への影響を考慮し、土留めの工法を、騒音及び振動がより小さいものに変更したこと等に伴う増額になっております。

このことによりまして、当初の契約額1億6,533万円に、583万7,700円を増額いたしまして、変更後の契約額を1億7,116万7,700円にするものでございます。

なお、学校給食センターは、8月1日から供用を、9月2日から給食を開始しますが、今回の変更契約については、いずれも影響がでないよう対応しております。

### 《議案第1号に対する質疑》

特になし

日暮教育長：特にないようですので、議案第1号「成田市学校給食センター建設工事（外構工

事) その2請負契約の変更について」を採決いたします。

本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

## 議案第2号「成田市いじめ問題専門部会委員の委嘱について」

西崎教育指導課長：本案は、いじめの重大事態に対して、客観的かつ専門的な視野から事実関係の調査を行うため、第三者性を担保した「成田市いじめ問題専門部会」の設置に伴い、その専門委員を委嘱するものでございます。資料は04及び04-1をご覧ください。

04-1（資料1）には、設置および重大事態調査の根拠となる法令、国のガイドラインを掲載しております。まず、資料1の①「いじめ防止対策推進法第28条第1項」、赤枠で囲まれた部分におきましては、いじめにより児童等の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるときなどの「重大事態」に対処するため、速やかに学校の設置者の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されております。

本市においては、資料1の②「成田市学校問題解決支援チームの設置について」より、いじめによる自殺などの重大事態が発生した場合は、学校問題解決支援チーム内に設置している「いじめ問題専門部会」が対応することとしております。

資料1の③「成田市学校問題解決支援チーム設置要綱第4条第1項」では、弁護士、医師、学識経験者等で構成される専門委員と、市職員で構成される常任委員でチームを組織することとしておりますが、重大事態調査には三者性を担保する必要があることから、今回、4名の方を新たに専門委員として委嘱するものでございます。

新たな委嘱と、第三者性の担保につきまして、資料1の④の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の抜粋をご覧ください。こちらには、

- ・対象児童生徒や保護者が望まない場合等を除き、「第三者を加えた調査組織とすることが望ましい」こと。
- ・専門家として「弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等」が想

定されること。

- ・第三者とは「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」であること。

が示されていることから、今回の事案につきましては、より中立性を担保するため、ガイドラインに準拠した選出を行っております。

委員の選出のプロセスにつきましては、学校関係者や当事者と直接の人間関係・利害関係を持たない客観的な立場を確保するため、資料04-2（資料2）のとおり、千葉県弁護士会、各大学、医療機関へ正式に推薦依頼を行い、千葉県弁護士会より塩澤弁護士、国際医療福祉大学より橋本教授、秀明大学より花屋教授、千葉大学医学部附属病院より早津精神科医を推薦いただきました。法律、心理、教育、医療における専門性を有した4名により、多角的かつ客観的な調査体制で進める予定です。

なお、今回委嘱する委員の任期につきましては、令和9年3月31日までとする予定でございます。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

#### 《議案第2号に対する質疑》

磯部委員：早津医師の役職ですが、議案には特任教授と記載されておりますが、特任助教ではないでしょうか。

西崎教育指導課長：修正させていただきます。

日暮教育長：他には特にないようですので、議案第2号「成田市いじめ問題専門部会委員の委嘱について」を採決いたします。

本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

#### 《非公開を解く》

### 議案第3号「令和8年度第2回成田市総合教育会議の開催について」

高仲教育総務課長：議案第3号「令和8年度第2回成田市総合教育会議の開催について」ご説明申し上げます。資料「05. 議案第3号R8第2回総合教育会議の開催について」をご覧ください。

総合教育会議は、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、平成27年度から設置が義務付けられた「市長が招集する会議」で、本年度におきましては、第1回目の会議を5月28日に開催し、議題として、「成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を協議させていただきました。

本議案は、本年度第2回目となる10月14日に開催予定の総合教育会議において、市長と意見交換する議題を教育委員会案として決定し、市長と協議調整することについてお諮りするものです。第2回目の議題（案）といたしましては3件を考えております。

議題（案）1「成田市学校施設長寿命化計画の見直しについて」であります。令和3年3月に策定しました成田市学校施設長寿命化計画においては、長期計画は令和42年度までの40年間、中期計画は令和9年度までの7年間となっているため、令和9年度が中期計画の最終年度となります。

このため、令和9年度中に、学校を取り巻く情勢に鑑み、長期計画の今後の方向性について検討し、併せて中期計画についても更新する予定であることから、ご報告させていただきます。

次に、議題（案）2「いじめ重大事態への対策について」であります。本市における現状や、いじめ防止対策推進法及び国からのガイドラインの説明をさせていただき、今後、条例による「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や、教育委員会の附属機関として新たに「いじめ問題調査委員会」を立ち上げる方向で準備を進めておりますが、市長部局との連携を含め、今後のいじめ重大事態への対応方法等について、意見交換を行いたいと考えております。

最後に、議題（案）３「学校給食施設の早期整備について」であります、学校給食施設整備計画に基づく調理場の整備が当初の予定より大幅に遅れており、未整備の玉造分所、下総分所、大栄分所の３施設についていずれも老朽化が著しく、また、調理場に空調設備がないことから議会においても調理場の環境改善を求められるなどの状況となっております。このようなことから、未整備の調理場の早期整備について、意見交換を行いたいと考えております。

なお、円滑な会議運営を行うため、議題に対する質問事項につきましては、事前にご報告いただき、９月の教育委員会会議終了後に質問事項に対するご説明をさせていただく予定です。詳細につきましては、本日の定例会終了後に、担当者からメールにて委員の皆様にご連絡させていただきます。

本日は３件の議題について提案させていただきました。教育委員の皆様から取り上げるべき議題がありましたら、協議の中でご提案いただけますようお願いいたします。以上、議案第３号の説明とさせていただきます。

#### 《議案第３号に対する質疑》

高山委員：議題（案）のいじめ重大事態への対応について、市長事務局との連携と記載されていますが、どのような連携を考えているのでしょうか。

西崎教育指導課長：現在も「成田市問題解決支援チーム」内に「成田市いじめ問題専門部会」を設置し、いじめ重大事態に対応しているところですが、来年度からは「成田市いじめ問題専門部会」を地方自治法の規定に基づく市の附属機関としての設置を考えており、市長事務局と連携を考えているところであります。

松島教育部長：いじめ重大事態の調査が進んだ段階で市長に報告をすることになるのですが、調査が不十分ではないか等の訴えがあった場合には、市長事務局で第三者委員会を立ち上げて調査を進めることとなりますので、そのようなことも市長事務局

局との連携と考えております。

高山委員：実際にいじめ重大事態が起こったときの、市長事務部局との連携は考えているのでしょうか。

西崎教育指導課長：いじめ重大事態が起きた場合は、教育委員会で調査を進め、報告書を作成することとなります。その後の段階において、市長事務部局との連携・協力が必要となってくると考えています。

松島教育部長：調査を進めるに当たり、法的根拠の確認などが必要となりますので、市長事務部局の総務課と連携を図り、必要に応じて弁護士相談なども行っていきたいと考えています。

佐藤委員：議題（案）の順番ですが、施設整備に関する議題が１番目と３番目に離れてしまっていますので、続けて議題としてはどうでしょうか。

高仲教育総務課長：議題の順番を、「いじめ重大事態への対応について」、「成田市学校施設長寿命化計画の見直しについて」、「学校給食施設の早期整備について」の順番に変更させていただきます。

高山委員：議題（案）に「学校給食施設の早期整備について」とありますが、何か具体的な計画はあるのでしょうか。

福島学校給食センター所長：老朽化している給食施設の整備につきましては、現状では目途はついていない状況であります。現状を踏まえて議論させていただきたいと思っております。

高山委員：近年の夏の暑さは尋常ではありませんので、労働環境を改善するためには、エアコンの設置は必須だと思います。

日暮教育長：その他、特にないようですので、議案第3号「令和8年度第2回成田市総合教育会議の開催について」を採決いたします。

本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

## （2）報告事項

### 報告第1号「令和8年度第1回成田市学区審議会の報告について」

大嶋学務課長：資料は、データでは「06. 報告第1号 学区審議会の報告について」をお開きください。また、お手元に配布させていただきました「成田市小・中・義務教育学校通学区域」のA3判2枚と「指定学校変更・区域外就学の運用について」A4判2枚とじてあるものをご覧ください。

「報告第1号令和8年度第1回成田市学区審議会報告について」であります、令和8年7月14日に今年度第1回学区審議会を開催いたしました。本審議会では、報告事項3件について報告させていただきました。

まず、「報告第1号小規模特認校の状況について」であります、令和8年5月1日現在、小規模特認校制度による指定学校変更での豊住小学校在籍児童数は16名（38パーセント・全校42名）であること、入学に係る要件について課題等を踏まえて説明いたしました。また、令和7年度に豊住小学校の児童・保護者を対象に実施しましたアンケート調査の結果や年度当初に行われた小規模特認校説明会での地域の方からの意見等をもとに、豊住小学校の現状について報告いたしました。

次に、「報告第2号指定学校変更・区域外就学の状況について」であります、

A3判の資料にありますとおり、市内には19の小学校、8の中学校、2の義務教育学校の合計29校がございます。令和8年5月1日現在の指定学校変更・区域外就学の状況について報告いたしました。

「指定学校変更・区域外就学の運用について」をご覧ください。教育委員会では、児童生徒の就学する学校を変更することができる要件を多く設けております。内容として、大きく2つ、指定学校変更と区域外就学に分けることができます。指定学校変更とは、住民票が成田市にある方に対するもの、区域外就学については、成田市以外に住民票があるものの、成田市の学校に通うことを協議の上、認めるものとなっています。令和8年5月1日現在、指定学校変更・区域外就学をしている児童生徒数の合計は565名という状況でした。

また、小・中・義務教育学校について、現在から令和14年度までの児童生徒数の予想される推移について報告しました。

最後に、「報告第3号義務教育学校の区域外就学の取扱いについて」であります。まず、区域外就学についてご説明いたします。前年度の学区審議会において、9年間の学びを大切にしている義務教育学校においては、「養育に関するもの」について特段の配慮をしたほうが良いのではないかと意見をいただいております。

「養育に関するもの」を理由とする区域外就学の承諾期間について、公平性の観点や、養育の必要性は主に小学生・義務教育学校の前期課程の児童が対象であるという考えから、承諾期間は現行の「小学校卒業、または義務教育学校の前期課程修了まで」を維持し、規定で対応しきれない個別の事情がある場合については、既存の「その他特別に教育的配慮を要するもの」という規定を活用して対応することと報告いたしました。

そのほかに出されました主な意見としましては、他市町村では障害の有無に関する項目を設け、区域外就学を中学校まで認めている例もあり、「個別最適な学び」の推進も求められている中で、障害のある児童生徒については、小学校から中学校への進学に伴う環境の変化により、これまで通えていた学校に通えなくなってしまう可能性も考えられるため、教育委員会で検討してほしいということでした。

今後、他自治体において区域外就学における障害の有無の項目を設けているか調査を行い、区域外就学の要件の必要性について検討してまいりたいと考えております。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

《報告第1号に対する質疑》

特になし

報告第2号「就学援助に係る当初認定件数について」

大嶋学務課長：それでは、資料「07. 報告第2号就学援助に係る当初認定件数について」をお開きください。

お配りしております資料にございますとおり、本年7月31日現在、小学生328名、中学生239名の合計567名を準要保護児童生徒として認定しております。認定率は、全児童生徒数の6.18パーセントとなります。

本市の準要保護認定児童生徒数は、昨年度の当初認定数614名、認定率6.44パーセントと比較いたしますと、小学生中学生ともに減少となっており、世帯員の合計所得額が認定基準額を上回ったため却下となった件数が昨年度より増加していることが一因と考えられます。経済的支援が必要となる対象者に就学援助が行き届くよう、引き続き適切に対応してまいります。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

《報告第2号に対する質疑》

特になし

報告第3号「通学用ヘルメット助成制度の見直しについて」

西崎教育指導課長：通学用ヘルメット助成制度の見直しについてご説明いたします。資料08をご覧ください。

これまで、成田市立中学校及び義務教育学校における自転車通学用ヘルメットについては、教育委員会で指定したヘルメットを入学時に、義務教育学校では7年生進級時に購入していただく形としておりました。

しかし、今年度からは、交通防犯課において市補助金を活用してヘルメットを購入ができる制度が整備されましたので、次年度からは教育委員会による指定品の購入を取りやめ、各ご家庭でヘルメットを準備していただく形に変更いたします。この変更により、必要な安全基準を満たしたヘルメットの中から、高校生活等も見据えたデザインのヘルメットを各ご家庭の判断で選択できるようになります。

教育委員会といたしましては、すべての児童生徒が本制度の対象であることを配信するとともに、特に4月に自転車通学を開始する生徒につきましては、円滑にヘルメットの準備を進められるよう、学校と連携しながら保護者へ周知し、今後も安全な自転車通学の徹底に努めてまいります。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 《報告第3号に対する質疑》

高山委員：交通防犯課からの補助はどの程度なのでしょうか。また、これまでの補助はどの程度だったのでしょうか。

西崎教育指導課長：交通防犯課からの補助は、購入費用の半額で上限が2,000円となっております。また、これまで教育指導課で行ってきた補助についても購入費用の半額としておりました。

佐藤委員：児童生徒だけでなく、市民の自転車乗車用ヘルメットの購入費用の補助を交通防犯

課で行うことは良いことだと思います。このような取り組みを契機として、自転車に乗るときはヘルメットを被ることが当たり前になっていけば良いと思います。

磯部委員：医療従事者として、これまで自転車事故で怪我を負ってしまった子どもを数多く見てきました。この補助は、中学生の通学に限らず、小学生なども補助を受けられるということによろしいでしょうか。

西崎教育指導課長：中学生に限らず、市民であれば補助を受けることが出来ます。ただし、この補助は、使用者1人につき、ヘルメット1個かつ1回限りとなっております。

#### 報告第4号「日本語初期指導教室について」

西崎教育指導課長：日本語初期指導教室について報告いたします。資料09をご覧ください。

本年9月より、三里塚小学校を拠点とした「日本語初期指導教室オンラインモデル事業」を開始することを予定しております。実施の目的であります、本市の外国人人口の増加に伴い、来日して間もないなどの理由により、日本語指導を必要とする帰国及び外国人児童生徒も増加していることから、そうした児童生徒に対し、日常会話や日本の学校生活への対応に必要な日本語指導をオンラインで行うためのものです。

現在、三里塚小学校に設置している「ワールドルーム」を活用し、各校をオンラインで結ぶことで、より機動的かつ効果的な支援体制の構築を目指すモデルとして実施する予定です。

配信拠点とする三里塚小学校の「ワールドルーム」より、毎週木曜日の13時20分から14時5分までの45分間、オンラインで授業を行います。授業を受ける児童生徒は在籍校の空き教室等で、貸与されているタブレット端末を使用して受講いたします。

対象者は、市内小学校及び義務教育学校前期課程4年生から中学校及び義務教育学校後期課程に在籍している児童生徒で日本語の習得状況の診断において「4割に満たない程度」の状況にある者とし、指導内容は、日常会話に最低限必要となる「サバイバル日本語」を中心に全9回の授業を2ターム予定しております。「サバイバル日本語」とはあいさつ、返事、許可を求める表現や教室で使う指示の言葉等となります。学校生活ですぐに活用できる具体的な表現から段階的に指導してまいります。

今後の予定についてですが、9月16日を希望者の報告書の期限とし、24日より第1回のオンライン授業の開始を予定しております。オンライン授業の導入により、地理的な制約を越えて専門的な初期指導を届けることが可能となります。まずは、このモデル授業を通して接続環境や指導効果、学校側の支援体制などを検証し、今後の成田市の日本語指導の充実につなげてまいりたいと考えております。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

#### 《報告第4号に対する質疑》

高山委員：9月からモデル事業として開始するとのことですが、状況はどうでしょうか。

西崎教育指導課長：この事業は来日して間もない子どもに、学校生活に必要な日本語を身につけてもらうことを目的としておりますので、現在のところ2名の参加を想定しております。なお、募集人数について、資料には「各校5名程度」とありますが、「全校で5名程度」に訂正させていただきます。

#### 報告第5号「成田小学校改築事業及び成田児童ホーム整備事業のスケジュールの見直しについて」

津島学校施設課長：「成田小学校改築事業及び成田児童ホーム整備事業のスケジュールの見直しについて」 ご報告させていただきます。資料はございません。

成田小学校の新校舎は成田児童ホームを併設し計画しており、当該建設工事の制限付一般競争入札を実施するために、本年４月２２日に入札公告を行うなど、入札の手続きを進めてまいりましたが、入札参加資格者から「金額が合わない」ことを理由に辞退の申し出があったため、７月８日に本件入札が中止となりました。これに伴い、今後、設計の見直し等を行うため、事業スケジュールが来年度以降に遅れることとなりました。

なお、今後の方針等が決まりましたら、教育委員会会議において改めてご報告させていただく予定です。以上、報告第５号の説明とさせていただきます。

#### 《報告第５号に対する質疑》

特になし

### ６．その他

#### ・鍵盤ハーモニカ寄贈事業への協力について

高仲教育総務課長：私からは、本年７月に実施しました、鍵盤ハーモニカ寄贈事業への協力について、ご報告させていただきます。資料「１１．その他報告資料（鍵盤ハーモニカ寄贈事業）」の１ページをご覧ください。

協力の概要としましては、使用しなくなった鍵盤ハーモニカについて、カンボジア王国への寄贈事業を行っている、一般社団法人 i P V A J（あいぴーぶいえーじえい）より協力の依頼があり、市立中学校・義務教育学校後期課程の児童生徒及びその保護者を対象に、寄贈事業への協力を行ったものです。

ご家庭で使用しなくなった鍵盤ハーモニカを各学校へ持参していただき、１５３台の鍵盤ハーモニカを実施団体へ引き渡すことができました。なお、今後、点検・清掃等を行い、本年１０月頃にカンボジア王国へ発送の予定となっております。

資料２ページ目は寄贈先の小学校での鍵盤ハーモニカの保管状況となります。以上、ご報告とさせていただきます。

《その他報告に対する質疑》

特になし

・教職員用及び児童生徒用タブレット端末の納入について

西崎教育指導課長：「教職員用及び児童生徒用タブレット端末の納入」についてご報告いたします。資料はございません。

本年度の夏季休業中に入れ替えを予定しておりましたが、教職員用及び児童生徒用タブレット端末についてであります。8月17日から21日の期間に、順次、業者から各学校への納品が完了いたしました。現在、学校内で教職員が新端末の使用方法について確認をするとともに、児童生徒用の端末の振り分けや充電器の交換等を行い、9月から児童生徒が学習に活用できるよう準備を進めていただいております。

今後も新端末を効果的に活用し、児童生徒の学習の充実を図ってまいります。教育委員の皆様には、9月以降の指導室訪問、管理課の訪問等で、各学校での新端末を活用しての授業をご参観いただければと存じます。以上、ご報告とさせていただきます。

《その他報告に対する質疑》

特になし

7. 教育長閉会宣言